

あぐい地域クラブ設立向け指導者募集要領

1 趣旨

阿久比町は、子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備と教職員の負担軽減の促進を図るため、休日の中学校部活動を地域に展開し、学校部活動の教育的意義を継承・発展させた「あぐい地域クラブ」を設立する。本要領は、あぐい地域クラブ設立に向けた指導者の募集及び登録に関し必要な事項を定めるものである。

2 資格・要件

あぐい地域クラブ指導者に登録申請できる者は、次の（１）～（４）を満たす者とする。

- （１）委嘱を受ける日の属する年度の４月１日時点で１８歳以上の者（高等学校またはこれと同等以上の学校に在籍する者を除く。）
- （２）地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条各号に該当しない者
- （３）過去の指導において、体罰、ハラスメント等地域の指導者として不適格と認められる事案のない者
- （４）勝利至上主義に陥ることなく、学校部活動の教育的意義を尊重し、子どもたちの人間的な成長を促す指導を行うことができる者

3 募集期間

第１次 令和８年３月３１日（火）まで その後随時募集

4 募集する種目

- ソフトボール ○陸上競技 ○バレーボール男子 ○卓球男子 ○卓球女子
○新体操 ○吹奏楽 ○造形 ○書道

※阿久比中学校部活動に設置されている以下の種目については、指導予定者がいるため、必要な場合に随時募集する。

- 軟式野球 ○サッカー ○バスケットボール男子 ○バスケットボール女子
○バレーボール女子 ○ソフトテニス男子 ○ソフトテニス女子
○柔道 ○剣道 ○バドミントン男子 ○バドミントン女子 ○合唱

5 登録手続きの流れ

- （１）あぐい地域クラブ指導者登録申請書及び署名した誓約書を事務局に提出する。

○郵送の場合

〒470-2212

知多郡阿久比町大字卯坂字浅間裏3番地2

阿久比町教育委員会 社会教育課スポーツ係 宛て

○持参の場合

阿久比スポーツ村交流センター窓口へ

受付時間：平日8:30～17:15、休日9:00～17:00

○二次元コードの場合

必要事項を入力後、署名した誓約書を添付し送信

〈問い合わせ先〉

阿久比町教育委員会 社会教育課スポーツ係 電話：0569-48-7311

- (2) 事務局より申請者に連絡をとり、担当者（コーディネーター）と申請者の面談を行う。
 - 指導への熱意の確認
 - 指導できる曜日・時間の確認
 - 職務内容についての確認
- (3) 面談後、事務局より申請者へ指導者内定通知をする。
- (4) 阿久比町主催の研修会に参加する。
 - あぐい地域クラブの指導者に関する講習
 - 救命救急講習
- (5) 研修会修了後、教育委員会より委嘱状を交付する。
- (6) あぐい地域クラブでの指導を開始する。

6 登録内容の変更及び委嘱の取り消し

- (1) 指導者の登録期間は、登録された日から有効となる。
- (2) 指導者は、登録内容に変更が生じた場合又はあぐい地域クラブ指導者として活動が継続できない事情が生じた場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。
- (3) 事務局は、あぐい地域クラブ指導者が以下①から③までのいずれかに該当する場合、指導者登録及び指導者の委嘱を取り消すことができる。
 - ①登録申請書及びその他書類に虚偽があった場合
 - ②「2 資格・要件」に定める要件に該当しなくなった場合
 - ③その他指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

7 職務内容

あぐい地域クラブ指導者は、次に掲げる職務を行う。複数の指導者がいる場合は分担して行う。

- (1) 実技の指導
- (2) 安全及びスポーツ障害予防に関する指導
- (3) 地域スポーツ・文化芸術活動として参加する活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 施設の開錠施錠
- (5) 用具・施設の点検・管理
- (6) 活動計画の作成
- (7) 保護者等への連絡
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の対応
- (10) その他必要な業務

8 勤務条件等

報償費：1時間1,600円

活動時間：土日を基本とし、月3～4回、1回3時間程度（週8時間以内）

平日の活動を希望する場合は、19時まで可能

その他：指導者の保険は町の予算より加入する。

9 その他

- (1) 取得した個人情報、あぐい地域クラブに関する業務以外の目的では使用しない。
- (2) 提出された書類は返却しない。